

取引または証明の業務には検定証印等がある 「はかり」を使用しましょう



検定証印



基準適合証印



計量法では、取引または証明の業務のために使用するはかりは、以下の2つの条件を備えたはかりでなくてはならないと定められています
(計量法第16条第1項、第19条第1項)。

- ① 検定証印等(検定証印または基準適合証印)が付されたはかり(左図参照)
- ② 2年に1回の定期検査を受検し合格したもの

※取引または証明の具体例は裏面をご参照ください。

注意!

取引または証明の業務に 以下の「はかり」は使用できません!



検定証印等
がないはかり
(※1)



「家庭用はかり」
のマークがある
はかり



取引または証明の業務には、計量法が定める基準を満たした検定証印等があるはかりを使用することが義務付けられています。

そのため、この基準を満たしていない「検定証印等がないはかり」や、日常の家庭生活上の目安として製造された「家庭用はかり」は、取引または証明の業務に用いることが禁止されています。



違反した場合、罰則(6月以下の懲役若しくは50万円以下の罰金又はこれを併科)が適用される場合があります。

※1 以下のものは除きます。

- ・電子てんびん等で最少目盛の値が10mg未満のもの
- ・自動はかり

また、自動はかり(目量が10mg以上で目盛の数が100以上のもの)のうち、自動補足式はかり(ひょう量が5kg以下)については以下の点にご注意ください。

なお、自動補足式はかりを除く3器種については、検定制度の対象外となりましたのでご注意ください。

自動補足式はかり
(ひょう量が5kg以下)

【令和6年(2024年)3月31日までに取引または証明の業務に使用しているもの】
令和9年(2027年)3月31日までに検定を受ける必要があります。

【令和6年(2024年)4月1日以降に新たに取引または証明の業務に使用するもの】
取引または証明に使用するためには、使用前に検定を受ける必要があります。

ホッパースケール
充填用自動はかり
コンベヤスケール

※検定制度の対象外です。

お問い合わせ



佐賀県県民環境部くらしの安全安心課
食育・計量担当

TEL : 0952-25-7069

FAX : 0952-25-7327

【参考】「取引または証明」の業務とは？

「取引」の具体例

- ・値段を重量×単価により決めるため、バックヤード、バックセンター等でバック詰めや対面で量り売りするための計量
 - ・商品工場等で生産された商品に、その内容量を表示するための人による計量
 - ・製造、加工工場等での製品販売、材料仕入れ、供給、請負、役務等の代金算定のための計量
 - ・貴金属製品の取引において質量を表示し、記録するための計量
 - ・質屋等での貸金設定のための計量
 - ・病院・薬局で処方箋に従い調剤して販売するための計量
 - ・農産物・水産物等の売買及び出荷のための計量（直接、直売所や庭先等で販売する場合も含む）
- ※ただし、農家等が目安として計量し、その後、農協等に出荷した後、農協等が全数を最終的に計量する場合は除く。

「証明」の具体例

- ・宅配便取次店（コンビニ等）において、質量を表記し記録、運賃・送料を算出するための計量
- ・病院・診療所等において、新生児の体重及び成長過程における記録及び妊娠の定期検診における計量（母子手帳への体重記載など）
- ・保健所・病院等で健康診断を行う場合、または診断書を発行するための計量
- ・学校や保育所等において行われる体重測定の結果が、健康診断あるいは保護者などに報告するための計量

「取引または証明」に該当しない例

- ・商品等の取引に用いる際に行われる計量の前段階に目安として行う計量
- ・工場等での製品管理・工程管理を行うための計量
- ・商品の製造工程管理に係る計量その他内部的な行為であって、業務上その結果が他人に表明されない計量
- ・取引において、カウンティングスケール等、計量単位を用いない計量
- ・学校・施設等での教材及び実習・調理のための計量
- ・家庭内で行う計量（キッチンスケールや家庭用体重計等による計量）
- ・浴場または遊技場等でサービスのため設置されている体重計による計量